

福祉医療制度受給資格者証の新規申請と更新のお知らせ

福祉医療制度は、子どもや心身に障害のある人、ひとり親家庭などの人が安心して医療を受けることができるよう、保険診療の自己負担分を公費で助成する制度です。

別表1の資格要件に該当する人で、まだ受給資格者証を持っていない人は、申請してください。詳しくは、☎保険年金課(☎2461)へ。

ひとり親家庭などの受給資格者証について

ひとり親家庭などの「福祉医療受給資格者証」の有効期限は、7月31日(日)です。更新対象者には、新しい受給資格者証を7月下旬に郵送

①令和3年分の所得の申告をしていない人
②所得税課

で所得の申告をしてから、保険年金課で手続きをしてください
②転入者で今年の1月1日現在、本市に住居登録がなかった人
③今年1月1日に住んでいた市区町村役場が発行した所得と課税状況が分かる証明書を持参の上、保険年金課で手続きをしてください
※別表1の条件を満たさなくなった場合は、ひとり親家庭などの医療助成の受給資格がなくなりますので、速やかに申し出てください

(別表1) 福祉医療制度受給資格要件

区分	資格要件	手続きに必要なもの
子ども	15歳になった年の年度末まで	母子手帳(出生の場合)
重度心身障害者(児)	特別児童扶養手当1級	証書
	障害基礎年金1級	年金証書
	障害基礎年金1級程度の障害で、年金を受給することができない人	所定の診断書(保険年金課にあります)
	身体障害者手帳1・2・3級	身体障害者手帳
精神通院医療	療育手帳判定A・B	療育手帳
	自立支援医療受給者証(精神通院)の所持者 ※定められた医療機関に限ります	自立支援医療受給者証(通院)
高齢重度障害者(65歳以上)	障害基礎年金1級	年金証書
	身体障害者手帳1・2・3級	身体障害者手帳
ひとり親家庭など	①18歳未満の児童を扶養している母子・父子家庭の親および子 ②父母のない18歳未満の児童 ※いずれも前年所得の申告(確定申告・市県民税申告)が済んでいる人が対象です	戸籍謄本(本市に本籍がない人)、前住所地の所得・課税証明書(1月2日以降に転入した人)

※そのほかに、健康保険証を持参してください

高額診療を受ける人は限度額適用認定証の申請を

国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している人が、高額な診療を受けて1カ月の窓口負担が自己負担限度額を超えたときに、治療費の一部が高額療養費として支給される制度があります。

該当する場合は、窓口で手続きをしてください。詳しくは、☎保険年金課(☎2461)へ。

限度額適用などについて

「限度額適用認定証」を保険医療機関に提示すると、同一保険医療機関窓口での支払いが、自己負担限度額までになります。

また、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を保険医療機関に提示すると、同一保険医療機関窓口での支払いが自己負担限度額までになるほか、入院したときの食事も減額されます。

限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けられる条件は次のとおりです。



「限度額適用認定証」の交付を希望する人は、次の持ち物をそろえて窓口で申請してください。
持ち物 ①保険証 ②入院期間が分かる領収書など(住民税非課税の人で、認定証が発行されてからの入院が過去1年間に91日以上の場合

限度額適用認定証の申請方法

▽国民健康保険加入者の場合
①世帯主とその世帯の国保加入者の全員が住民税非課税のとき
▽後期高齢者医療制度加入者の場合
①世帯員全員が住民税非課税のとき
自己負担限度額は、年齢や所得の区分により異なります。詳しくは、保険年金課へ問い合わせください。

認定証を既に持っている人の更新について

現在交付されている認定証の有効期限は、7月31日(日)です。

国民健康保険に加入している人で、8月以降も引き続き使用する場合は、更新の申請をしてください。
※後期高齢者医療制度加入者で8月以降も交付対象になる人には、新しい認定証を郵送しますので、申請は不要です

令和5年8月から重度心身障害者の福祉医療に所得制限が設けられます

これまで、重度心身障害者または高齢重度障害者で資格要件を満たす人については、所得に関わらず福祉医療制度を利用できましたが、安定的かつ長期的に福祉医療制度を運用するため、令和5年8月から所得制限が設けられます。

受給者本人、同世帯の配偶者または扶養義務者の前年中の所得が基準額(別表2参照)を上回る場合は、翌年8月から翌々年7月までの重度心身障害者または高齢重度障害者の福祉医療を受給できなくなります。

詳しくは、☎保険年金課(☎2461)まで問い合わせください。

(別表2) 所得制限基準額および収入額の目安など

扶養親族などの人数(※1)	受給資格者本人		配偶者または扶養義務者の所得額	
	所得制限基準額(※2)	収入額の目安(※3)	所得制限基準額(※2)	収入額の目安(※3)
0人	360万4,000円	約518万円	628万7,000円	約831万9,000円
1人	398万4,000円	約565万6,000円	653万6,000円	約858万6,000円
2人	436万4,000円	約613万2,000円	674万9,000円	約879万9,000円
3人	474万4,000円	約660万4,000円	696万2,000円	約901万2,000円

※1 扶養親族などの人数は、受給資格者本人が税法上実際に扶養している人数です
※2 受給資格者本人の所得が基準額を下回っていても、配偶者などに基準額以上の所得がある場合は、助成対象外です。所得制限基準額は、特別障害者手当に準拠しているため、制度改正により変更となる場合があります
※3 収入額の目安は、給与所得者を例とした額です

特別障害者手当・障害児福祉手当を支給します

在宅で生活し、特別な介護を必要とする重度障害のある人に、次の手当が支給されます。該当する人は、申請してください。

〈特別障害者手当〉
対象者 重複する重度の障害のある20歳以上の人(社会福祉施設などへ入所中の人やおよび病院に3カ月を超えて入院している人は除く)
手当月額 2万7,300円
〈障害児福祉手当〉
対象者 重度の障害のある20歳未満の人(障害を支給事由とする給付を受けている)

国民年金保険料の免除・納付猶予申請は忘れずに

国民年金保険料は、経済的な理由で納付が困難な場合には、一定の基準により納付が免除または猶予されます。今まで納付の免除や猶予の承認を受けていた人は、6月で承認期間が切れていきます。引き続き免除などを